食料品の買い物が困難や不便な住民の対策に関するアンケート調査票

〇この調査票は平成22年4月1日現在の全国の市区町村へお送りしています。

○本調査は、日常的に食料品の買い物が困難や不便な住民に対する各自治体の対策や問題点を明らかにするものです。

○なお、本調査でいう食料品の買い物が困難や不便な住民には、別途支援措置が講じられている身 体障害者、生活保護、介護保険等の対象者は含みません。

○御記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒(切手不要)にて、<u>8月6日(金)までに</u>ご投函くださ いますようお願いいたします。

○回答方法は特に断りがない限り、該当する番号を○で囲むか、直接ご記入下さい。

〇<u>調査の対象となる施策は、貴団体独自の施策及び国、都道府県が実施する施策であって貴団体の</u> 判断で実施を選択できるものです。

〇各質問には、平成22年7月1日現在でお答えください。(市町村合併があった場合には、お分かりになる範囲でご記入ください)

F1 (貴団体について) 必ずご記入ください

都道府県名	
市区町村名	
市町村コード	
回答者のお名前*	
連絡先	
E-mail	

*回答をとりまとめられた方、または担当者のお名前

F2 (都市規模)

貴団体が該当する番号に1つ○印をつけてください。

中心市(政令指定都市及び東京23区)	1
大都市(人口20万人以上の市で1以外)	2
中都市(人口10~20万人の市)	3
小都市(人口10万人未満の市)	4
町村	5

同1 (食料品の買い物が困難や不便な住民に対する対策の必要性) 黄団体では、管内の食料品の買い物が困難や不便な住民に対して、何らかの対策が必要と考えますか?どれか1つを選んで○をつけて下さい(現段階での対策の実施の有無に関わらず)。

必要である	1
ある程度必要である	2
あまり必要ではない	3
必要ではない	4

同2 (食料品の買い物が困難や不便な住民への直接的な対策の有無) 貴団体では、管内の食料品の買い物が困難や不便な住民に対して、それらの軽減や解消を主た る目的とした対策や事業を実施していますか。どれか1つを選んで○をつけて下さい。

実施している	1	
実施を検討している	2	
実施していない	3	→問4へ

同3 (自由記入、直接的な対策の内容) 貴団体が実施している、あるいは実施を検討している対策や取り組みとはどのようなものですか。 事業の名称や概要について、具体的にご記入ください。 (対策の概要のホームページなどがあればURLをご記入いただくか、またはチラシやコピー等を 同封されても結構です)

同4 (食料品の買い物が困難や不便な住民が発生する理由) 管内に、食料品の買い物が困難や不便になる住民が発生する理由は何だと思いますか? 以下の中から重要と思われるものを選んで、○をつけて下さい(複数回答可)。

中心市街地、既存商店街の衰退	1
地元の小売店の廃業	2
協同組合等が提供する日常生活サービスの縮小	3
郊外への大規模量販店の出店	4
大規模量販店の撤退	5
住民の高齢化	6
単身世帯の増加	7
公共交通機関の廃止等のアクセス条件低下	8
配達等をする小売サービス機能の低下	9
助け合いなど地域の支援機能の低下	10
道路整備、メンテナンス等の遅れ	11
財政事情の悪化による行政サービスの低下	12
その他()	13

2

■5 (食料品の買い物が困難や不便な住民に対し、効果があると考えられる対策の実施状況) 貴団体では、現段階で下記の取り組みや対策を実施していますか。あないは検討中ですか。 にこでは食料品の買い物が困難や不便な住民に、直接的または間接向に効果があると考えられ る対策をあげています。また、間3の対策と重複しても構いません) 以下の各項目のそれぞれについて、どれかお一つに○をつけて下さい。

1

都市•交通基盤			
a. 中心市街地の活性化対策の実施・支援	1	2	3
b. 総合計画・都市マスタープランへの考慮・反映	1	2	3
c. 空き店舗対策等の実施・支援	1	2	3
d. 大型店または郊外型店舗の出店規制・調整	1	2	3
e. 路線バス、乗り合いタクシー、コミバス等の運行・支援	1	2	3
小売環境			
f. 地域・地元商店活性化の助成・支援	- 1	2	3
g. 共同店舗・地域店舗等の出店・運営の支援	- 1	2	3
h. 直売所・朝市・青空市等の出店・運営の支援	- 1	2	3
i. 移動販売車の導入・運営の支援	1	2	3
j. 宅配、配送、御用聞きサービス等への支援	1	2	3
地域・コミュニティ			
k. 地域の支援組織の紹介やそれら活動の支援	1	2	3
1. 地域づくり・祭り・イベント等、地域活動の補助・支援	1	2	3
m. 高齢者や地域見守り協定等の支援	1	2	3
生活支援			
n. バス券等の外出支援・送迎サービス等の実施・助成*	1	2	3
o. 買物ボランティア、買物代行等の紹介・支援・補助*	1	2	3
p. 配食サービス等の実施・支援*	1	2	3
その他(上記対策以外で)			

* 身体障害者、介護保険等のみを対象とした対策は含みません

間6(自由記載、民間等の取り組み)

q. 具体的に(r. 具体的

貴団体の取り組みや対策以外で、地域住民やNPO、民間事業者が独自に行っているもので効果 的と考えられる対策などありましたらご記入下さい。 概要のホームページなどがあればURLをご記入いただくか、チランやコピー等を同封されても結 構です。また上記(間5)の番号を記入されても結構です(例:商工会が、e、h、nを実施)。

同7 (食料品の買い物が困難や不便な住民に対し、重要と考えられる対策) 貴団体として、食料品の買い物が困難や不便な住民の、取り組みや対策として重要と思われることは何ですか? 以下の中から、重要と思われるものを選んで○をつけて下さい(複数回答可)。

a. 中心市街地の活性化対策の実施・支援	1
b. まちづくり条例・都市マスタープランへの考慮・反映	2
c. 空き店舗対策等の実施・支援	3
d. 大型店または郊外型店舗の出店規制・調整	4
e. 路線バス、乗り合いタクシー、コミバス等の運行・支援	5
f. 地域・地元商店活性化の助成・支援	6
g. 共同店舗・地域店舗等の出店・運営の支援	7
h. 直売所・朝市・青空市等の出店・運営の支援	8
i. 移動販売車の導入・運営の支援	9
j. 宅配、配送、御用聞きサービス等への支援	10
k. 地域の支援組織の紹介やそれら活動の支援	11
1. 地域づくり・祭り・イベント等、地域活動の補助・支援	12
m. 高齢者や地域見守り協定等の支援	13
n. バス券等の外出支援・送迎サービス等の実施・助成*	14
o. 買物ボランティア、買物代行等の紹介·支援·補助*	15
p. 配食サービス等の実施・支援*	16
q. その他1()	
r. その他2()	
s. その他3()	

* 身体障害者、介護保険等のみを対象とした対策は含みません

問8 (自由記載) ※記入欄に書ききれない場合は、任意の様式で「別紙」としていいただいても結構です。

1 食料品の買い物が困難や不便な住民に対する対策として、どのような視点や発想が必要と考え

2 本件に関して、ご意見・ご要望がございましたら具体的に記述してください。

御協力どうもありがとうございました。 ご記入漏れがないか確認された上、同封の返信用封筒でご投函下さい。

(間し合わせ先) 〒100-0013、東京都千代田区霞が関3-1-1 農林水産省農林水産政策研究所 tel.03-6737-9000 (薬師寺、高橋) E-mail:katsuyat@affro.go.jp

「食料品アクセス問題」に関するアンケート調査票

- ○この調査票は各都道府県を通じて平成23年10月1日現在の全国の市区町村へお送りし ています。
- ○本調査は、日常的に食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民に対して各自治体等が 実施している対策の状況等を明らかにし、今後の農林水産省の政策立案に資するため のものです。
- ○本調査でいう「食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民」には、別途支援措置が講じられている身体障害者、生活保護、介護保険等の対象者は含みません。
- ○ご記入いただいた調査票は、12月9日(金)までに下記のメールアドレスに返信いただきますようお願いいたします。
- ○各質問には、平成23年10月1日現在でお答え願います。
- F1 (貴団体について)必ずご記入下さい

都道府県名
市区町村名
回答者の所属部署名
回答者のお名前
連絡先
E-mail

- F2 (都市規模) 貴団体が該当する都市の規模をチェックしてください。

 - □ 1. 取合指定都市及び東京23区
 □ 2. 人口20万人以上の市で政令指定都市及び東京23区以外
 □ 3. 人口10~20万人の市
 □ 4. 人口5~10万人の市

 - □ 5.人口1~5万人の市町村□ 6.人口1万人未満の市町村

【対策の必要性について】

問1 (食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民に対する対策の**現時点での必要性**) 費団体では、管内の食料品の買い物が不便・困難な住民に対して、何らかの対策が必要と考えますか。 現時点での対策の有無にかかわらず、どれか1つを選んでチェックして下さい。

	1. 必要である	 →問3・
H	2. ある程度必要である 3. あまり必要ではない	→問2~
ō	4 必要ではない	F Z ·

間2 (食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民に対する対策の**将来における必要性**)間1で「必要ではない」又は「あまり必要ではない」と回答した団体にお聞きします。 費団体では将来的にも対策の必要はないと考えますか。どれか1つを選んでチェックして下さい。

1. 必要である	 →問3~
2. ある程度必要である	
3. あまり必要ではない	 →問4~
4 必要でけかい	

間3 (食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民に対する**対策を必要とする背景**) 間1及び間2で「必要である」又は「ある程度必要である」と回答した団体にお開き します、食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民に対する対策を必要とする背景には、 どのような要因があると思いますか。以下の中から選んでチェックして下さい。 (海料の理な

(後多	(四各円)
	1. 中心市街地、既存商店街の衰退 2. 地元の小売店の廃棄 3. 協同組合等が提供する日常生活サービスの縮小 4. 郊外への大規模量販店の出店 5. 大規模量販店の撤退 6. 住民の高齢化 7. 単身世帯の増加 8. 公共交通機関の廃止等のアクセス条件の低下 9. 配達等をする小売サービス機能の低下 11. 道路整備、メンテナンス等の遅れ 12. 財政事情の悪化による行政サービスの低下 13. その他(上記以外)

【行政による対策及び民間事業者等による取組について】

2

問4 (食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民への**直接的な対策**) 黄団体では、管内の食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民に対して、それらの軽 減や解消を主たる目的とした対策を実施していますか。どれか1つを選んでチェックし で下さい。 また、「実施している」又は「実施を検討している」場合、該当する対策をチェック して下さい(複数回答可)

□ 1. 実施している □ 2. 実施を検討している □ 3. 実施していない	
(1) 空き店舗対策等の常設店舗の出店、運営に対する支援 (2) 朝市、青空市等の仮設店舗の出店、運営に対する支援 (3) 移動販売車の導入・運営に対する支援 (4) 宅配、御用聞き、買い物代行サービス等に対する支援 (5) 共食、会食等の共同の食事サービス等に対する支援 (6) コミュニティバス、乗合いタクシーの運行等に対する支援 (7) その他(上記以外)	

問 5

実施して

- ため、
- 在は必

問4	で「実施	していな	施していた い」と回 どれです	答した団					
	対策の 2.かつて が低く 3.かつて 4.対策の 5.対策の	必要性が は対た。 は対策の は対策の 低く要性に	の必要性が の必要性が った。 は高いが、 は高いが、	高かった 高かった 財政上の	が、行が、民間題か	政による 間事業者 ら対策を	対策の総 分の参入等 変施でき	吉果、 等によ	現在は

間6(食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民への**民間事業者等の取組**) 貴団体の管内では、民間事業者等が食料品の買い物が不便・困難な住民に対して、そ れらの軽減や解消を目的とした取組を実施していますか。<u>把握している範囲で構いませ</u> んので、どれか1つを選んでチェックして下さい。 また、「実施している」又は「実施を検討している」場合、該当する対策をチェック して下さい(複数回答可)

□ 1. 実施している □ 2. 実施を検討している □ 3. 実施していない		\supset
(1)空き店舗等の常設店舗の出店、運営 (2)朝市、青空市等の仮設店舗の出店、運営 (3)移動販売車の導入、運営 (4)宅配、御用聞き、買い物代行サービス等 (5)共食、会食等の共同の食事サービス等 (6) コミュニティバス、乗合いタクシーの運行等 (7) その他(上記以外)	実施で1000000000000000000000000000000000000	検がも日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日

【その他】

問7 (自由記載) 「食料品アクセス問題」に関して、国に対するご意見ご要望がございましたらご記入 下さい。

お忙しい中、ご協力いただき、誠にありがとうございました。回答にあたり ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先 農林水産省食料産業局食品小売サービス課 企画調査班 坂本、高嶋 TEL 03-3502-5741 E-mail hiroki_takashima@nm.maff.go.jp

「食料品アクセス問題」に関するアンケート調査票

○この調査票は各都道府県を通じて平成24年10月1日現在の全国の市区町村へお送りし ○本調査は、日常的に食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民に対して各自治体等が実施している対策の状況等を明らかにし、今後の農林水産省の政策立案に 資するためのものです。

○本調査でいう「食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民」には、**別途支援措置が** 誰じられている身体障害者、生活保護、介護保険等の対象者は含みません。

○ご記入いただいた調査票は、12月14日(金)までに下記のメールアドレスに返信いただ きますようお願いいたします。

○各質問には 平成24年10月1日現在でお答え願います

F1 (貴団体について)必ずご記入下さい

都道府県名		
市区町村名		
回答者の所属部署名		
回答者のお名前		
連絡先		
E-mail		

F2 (都市規模) 貴団体が該当する都市の規模をチェックしてください。

□ 1. 政令指定都市及び東京23区

□ 6.人口1万人未満の市町村

【対策の必要性について】

問1 (食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民に対する対策の**視時点での必要性**) 貴団体では、管内の食料品の買い物が不便・困難な住民に対して、何らかの対策が必要と考えますか。<u>現時点での対策の有無にかかわらず</u>、どれか1つを選んでチェックして下さい。

□ 1.必要である	──→ 問3へ
□ 2. ある程度必要である───	/ jajo* v
□ 3. あまり必要ではない	──→ 問2へ
□ 4 必要でけない	

問2 (食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民に対する対策の**得来における必要性**) 問1で「必要ではない」又は「あまり必要ではない」と回答した団体にお聞きします。 貴団体では将来的にも対策の必要はないと考えますか。どれか1つを選んでチェックし

□ 1.必要である	─────────────────────────────────────
□ 2. ある程度必要である──	
3. あまり必要ではない ――	
□ 4.必要ではない	/ 1847

問3 (食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民に対する**対策を必要とする背景**) 問1及び問2で「必要である」又は「ある程度必要である」と回答した団体にお聞き します。食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民に対する対策を必要とする背景には、 どのような要因があると思いますか。以下の中から遊んでチェックして下さい。

では、これは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで
1. 中心市街地、既存商店街の衰退 2. 地元の小売店の廃棄 3. 協同組合等が提供する日常生活サービスの縮小 4. 海外への大規模量販店の出店 5. 大規模重販店の撤退 6. 住民の高齢化 7. 申身世帯の増加 8. 忠共交遣機関の廃止等のアクセス条件の低下 9. 配達等をする小売サービス機能の低下 10. 助け合いなど地域の支援機能の低下 11. 道路整備、メンテナンス等の遅れ 22. 財政事情の悪化による行政サービスの低下 13. その他(上記以外)

2

【行政による対策及び民間事業者等による取組について】

間4 (食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民への**行政による対策**) 全ての団体にお聞きします。貴団体では、管内の食料品の買い物や飲食が不便・ 困難な住民に対して、それらの軽減や解消を主たる目的とした対策を実施していますか。 どれか1つを選んでチェックして下さい。 また、「実施している」又は「実施を検討している」場合、該当する対策をチェック して下さい(複数回答可)

□ 1. 実施している □ 2. 実施を検討している □ 3. 実施していない		
(2)朝市、青空市等の仮設所 (3)移動販売車の導入・運営 (4)宅配、御用聞き、買い物 (5)共食、会食等の共同のか	5舗の出店、運営に対する支援 5舗の出店、運営に対する支援	検討中 である。 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

15 (行政による対策を実施していない理由) 間4で「実施していない」と回答した団体にお聞きします。貴団体が対策を実施していない理由は以下のうちどれですか。どれか1つを選んでチェックして下さい。

□ 1. そもそも食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民が相対的に少ないため、

□ 1. そもそも食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民が相対的に少ないため、 対策の必要性が低い。 □ 2.かつては対策の必要性が高かったが、行政による対策の結果、現在は必要性 が低くなった。 3.かつては対策の必要性が高かったが、民間事業者の参入等により、現在は必要性が低くなった。 要性が低くなった。 □ 4.対策の必要性は高いが、財政上の問題から対策を実施できない。 □ 5.対策の必要性は高いが、どのような対策を実施すべきかわからない。 □ 6. その他(上記以外)

問4	(対策の 実施手法及び内容) で「実施している」又は「実施を検討している」と回答した団体にお聞きします。 こおいて実施又は検討している対策の実施手法について、どれか1つを選んでチェッ さい。
	1. 貴団体自ら実施 2. 貴団体と民間事業者等が共同出資又は連携して実施 3. 民間事業者等・の業務運営委託(運営主体は貴団体) 4. 対策を実施する民間事業者等への支援(対策に係る費用への補助や助成等の支援) 5. 対象住民に対する経済的な補助・助成等 6. その他(上記以外)
	で回答のあった対策の具体的な実施内容・検討内容について差し支えない範囲内でいます。
	(他部局等との連携又は情報共有について) を実施又は検討するにあたって、責団体内の社会福祉部局などの他部局と連携 は情報共有していますか、どれか1つを選んでチェックして下さい。

5 V '	いに 同報共有 ししいまりが。 とれが1つを進んじりエック しし下さ	V '0
	1. 連携している(連携部局名: 2. 情報共有している(情報共有部局名: 3. 連携も情報共有もしていない))
直携	内容又は情報共有内容について、差し支えない範囲内で記載願い	ます。

問7 (食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民への 民間事業者等の取組) 貴団体の管内では、民間事業者等が食料品の買い物が不便・困難な住民に対して、それらの軽減や解消を目的とした取組を実施していますか。 <u>把握している範囲で構いませ</u> <u>心</u> ので、どれか1つを選んでチェックして下さい。 また、「実施している」又は「実施を検討している」場合、該当する対策をチェック して下さい(複数回答可)
□ 1. 実施している □ 2. 実施と検討している □ 3. 実施していない - 実施 検討中
実施 検討中
【その他】
問8 (自由記載) 「食料品アクセス問題」に関して、国に対するご意見ご要望がございましたらご記入 下さい。
お忙しい中、ご協力いただき、誠にありがとうございました。回答にあたり ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせ下さい。
問い合わせ先 農林水産省食料産業局食品小売サービス課 企画調査班 藤嶋、上田、高嶋、瀬尾 TEL 03-3502-5741 E-mail syoku-access@nm.maff.go.jp
5

「食料品アクセス問題」に関するアンケート調査票

○この調査票は各都道府県を通じて平成25年10月1日現在の全国の市区町村へお送りし ○本調査は、日常的に食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民に対して各自治体等が実施している対策の状況等を明らかにし、今後の農林水産省の政策立案に 資するためのものです。

○本調査でいう「食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民」には、**別途支援措置が** 誰じられている身体障害者、生活保護、介護保険等の対象者は含みません。

○ご記入いただいた調査票は、12月20日(金)までに下記のメールアドレスに返信いただ きますようお願いいたします。

○各質問には 平成25年10日1日現在でお答え願います

F1 (貴団体について)必ずご記入下さい

都道府県名		
市区町村名		
回答者の所属部署名		
回答者のお名前		
連絡先		
E-mail		

F2 (都市規模) 貴団体が該当する都市の規模をチェックしてください。

□ 1. 政令指定都市及び東京23区

□ 2. 人口20万人以上の市で政令指定都市及び東京23区以外□ 3. 人口10~20万人の市 4. 人口5~10万人の市

4. 人口5~10万人の市 5. 人口1~5万人の市町村

□ 6. 人口1万人未満の市町村

【対策の必要性について】

問1 (食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民に対する対策の**報時点での必要性**) 貴団体では、管内の食料品の買い物が不便・困難な住民に対して、何らかの対策が必要と考えますか。<u>現時点での対策の有無にかかわらず</u>、どれか1つを選んでチェックして下さい。

□ 1. 必要である	──→ 間3へ
□ 2. ある程度必要である	IBIO N
3. あまり必要ではない	
□ 4 必要ではない	

問2 (食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民に対する対策の**得来における必要性**) 問1で「必要ではない」又は「あまり必要ではない」と回答した団体にお聞きします 貴団体では将来的にも対策の必要はないと考えますか。どれか1つを選んでチェックし

□ 1. 必要である	 ──> 間3へ
□ 2. ある程度必要 □ 3. あまり必要で □ 4. 必要ではない	→ 間4へ

問3 (食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民に対する**対策を必要とする背景**) 問1及び問2で「必要である」又は「ある程度必要である」と回答した団体にお聞き します。食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民に対する対策を必要とする背景には、 どのような要因があると思いますか。以下の中から選んでチェックして下さい。 (複数回答可)

1. 中心市街地、既存商店街の衰退
2. 地元の小売店の廃業
3. 協同組合等が提供する日常生活サービスの縮小
4. 郊外への大規模量販店の出店
5. 大規模量販店の撤退
6. 住民の高齢化
7. 単身世帯の増加
8. 公共交通機関の廃止等のアクセス条件の低下
9. 配達等をする小売サービス機能の低下
10. 助け合いなど地域の支援機能の低下 11. 道路整備、メンテナンス等の遅れ
11. 道路整備、メンテナンス等の遅れ
12. 財政事情の悪化による行政サービスの低下
13. その他(上記以外)

,	10. (小区(工配外))

2

【行政による対策及び民間事業者等による取組について】

問4 (食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民への**行政による対策**) 全ての団体にお聞きします。責団体では、管内の食料品の買い物や飲食が不便・ 困難な住民に対して、それらの軽減や解消を主たる目的とした対策を実施していますか。 どれか1つを選んでチェックして下さい。 また、「実施している」又は「実施を検討している」場合、該当する対策をチェック して下さい(複数回答可)

□ 1.実施している □ 2.実施を検討している □ 3.実施していない	
集施している (1)空き店舗対策等の常設店舗の出店、運営に対する支援 (2)朝市、青空市等の仮設店舗の出店、運営に対する支援 (3)移動販売車の導入・運営に対する支援 (4)宅配、御用聞き、買い物代行サービス等に対する支援 (5)共食、会食等の共同の食事サービス等に対する支援 (6)コミュニティバス、乗合いタクシーの運行等に対する支援 (7)その他(上記以外)	検討中 である。

(行政による対策を実施していない理由)

11日による対象を実施しているい空内 間4で「実施していない」と回答した団体にお聞きします。貴団体が対策を実施して いない理由は以下のうちどれですか。どれか1つを選んでチェックして下さい。

- □ 1. そもそも食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民が相対的に少ないため、
- □ 1. そもそも食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民が相対的に少ないため、 対策の必要性が低い。 □ 2.かつては対策の必要性が高かったが、行政による対策の結果、現在は必要性が低くなった。 ③ 3.かつては対策の必要性が高かったが、民間事業者の参入等により、現在は必要性が低くなった。 要性が低くなった。 □ 4.対策の必要性は高いが、財政上の問題から対策を実施できない。 □ 5.対策の必要性は高いが、どのような対策を実施すべきかわからない。 □ 6. その他(上記以外)

間6-1 (対策の**実施手法)** 間4で「実施している」又は「実施を検討している」と回答した団体にお聞きします。 貴団体において実施又は検討している対策の実施手法について、チェックして下さい。

1	貴団体自	ら宝施

□ 1. 貴団体自ら実施
□ 2. 貴団体と民間事業者等が共同出資又は連携して実施
□ 3. 民間事業者等への業務運営委託(運営主体は貴団体)
□ 4. 対策を実施する民間事業者等への支援(対策に係る費用への補助や助成等の支援)
□ 5. 対象任民に対する経済的な補助・助成等
□ 6. その他(上記以外)

問4で回答のあった対策の具体的な実施内容・検討内容について差し支えない範囲内で 記載願います。

問6-2 (対策の内容)

引6-2 (対界の**)** 問4で回答のあ 記載願います。

事業名・制度名	
ホームページ上での紹介 1. 有り ロ 2. 無し口	
ホームページアドレス	

農林水産省食料品アクセス問題ボータルサイトとのリンクの可否について (URL) http://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/syoku_akusesu.html (※) 1. 可 2. 不可

(※)「食料品アクセス問題ボータルサイト」:農林水産省の施策や調査結果等の紹介のほか、関係府省・団体の施策や取組等についての情報を提供

□ 1.連携している(連携部局名: □ 2.情報共有している(情報共有部局名: □ 3.連携も情報共有もしていない)	下さい。	7
連携内容又は情報共有内容について、差し支えない範囲内で	記載順います。		
		お忙しい中、ご協力いただき、誠にありがとうございました。回答にあ ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせ下さい。	たり
問7 (食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民への 民間事業者 貴団体の管内では、民間事業者等が食料品の買い物が不便・ れらの軽減や解消を目的とした取組を実施していますか。 <u>把</u> <u>たので、どれか</u> 1つを選んでチェックして下さい。 また、「実施している」又は「実施を検討している」場合、 して下さい(複数回答可)	・困難な住民に対して、そ 量している範囲で構いませ	間い合わせ先 農林水産省食料産業局食品小売サービス課 企画調査班 藤嶋、高嶋、桑原 TEL 03-3502-5741 E-mail syoku-access@nm. maff. go. jp	
□ 1. 実施している □ 2. 実施を検討している □ 3. 実施していない ▼ 実施			
(1)空き店舗等の常設店舗の出店、運営 (2)朝市、青空市等の仮設店舗の出店、運営 (3)移動販売車の導入・運営 (4)宅配、強用開き、買い物代行サービス等 (5)共食、会食等の共同の食事サービス等 (6)コミュニティバス、乗合いタクシーの運行等 (7)その他(上記以外)	PS TAS		

平成26年度「食料品アクセス(買い物弱者等)問題」に関する

〇この調査票は各都道府県を通じて平成26年10月1日現在の全国の市区町村へお送りしていま セ

○本調査は、日常的に食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民に対して各自治体等が実施している対策の状況等を明らかにし、今後の農林水産省の政策立案に資するためのものです。

○本調査でいう「食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民」には、**別途支援措置が難じられている身体障害者、生活保護、介護保険等の対象者は含みません**。

○ご記入いただいた調査票は、12月5日(金)までに末尾のメールアドレス宛にご返信いただきますようお願いいたします。

すようお願いいたします。 ※メール送信時に移付ファイルがZIP等の圧縮ファイルで送信される市区町村におかれまして は、ファイル転送サービスの活用やFAXによりご返信ください。

○各質問には、平成26年10月1日現在でお答え願います。

(注意) 集計に影響しますので、<u>セルや行・列、シートの追加、削除、移動等は行わない</u>で下

【貴団体について】必ずご記入下さい。

都道府県名	
市区町村名	
回答者の所属部署名	
回答者のお名前	
連絡先電話番号	
E-mail	
	アドレスの入力に誤りがないよう、十分にご確認下さい。

【団体規模について】貴団体の該当する規模を選択して下さい。

雖択

【貴団体管内における対策の必要性について】

【問1】 (食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民に対する対策の**現時点での必要性**) 貴団体では、管内の食料品の買い物が不便・困難な住民に対して、何らかの対策が必要と考えますか。 **現時点での対策の実施の有無にかかわらず**、どれか1つを選択

選択			٦
	「必要である」又は「ある程度必要である」を選択された場合	→	,

「あまり必要でない」又は「必要でない」を選択された場合

【間2】 (食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民に対する対策の**零楽における必要性**) 間1で「必要ではない」又は「あまり必要ではない」と回答した団体にお聞きします。 貴団体では将来的にも対策の必要はないと考えますか。どれか1つを選択して下さい。

間3へ

「必要である」又は「ある程度必要である」を選択された場合 「あまり必要でない」又は「必要でない」を選択された場合

【問3】

13] (食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民に対する対策を必要とする背景) 問1及び問2で「必要である」又は「ある程度必要である」と回答した団体にお開き します。食料品の買い物や飲食が不便、困難な住民に対する対策を必要とする背景には、 どのような愛囚があると思いますか。 以下の中から<u>酸当すると思われるもの全て</u>について、○を選択して下さい。

1. 中心市街地、既存商店街の衰退	
2. 地元の小売店の廃業	
3. 協同組合等が提供する日常生活サービスの縮小	
4. 郊外への大規模量販店の出店	
5. 大規模量販店の撤退	
6. 住民の高齢化	
7. 単身世帯の増加	
8. 公共交通機関の廃止等のアクセス条件の低下	
9. 配達等をする小売サービス機能の低下	
10. 助け合いなど地域の支援機能の低下	
11. 道路整備、メンテナンス等の遅れ	
12. 財政事情の悪化による行政サービスの低下	
13. その他(上記以外)	

13. ₹	その他	(上記以外)	を選択された場合	・、その内容を以下に	こ記入して下さい
	W 46	alas a decade de da con-	III A LA THE A PART OF HER	and delicate is the second on the desire.	Contract of the second

2

【貴団体による対策の実施状況等について】

【間4】 (食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民への行政による対策) 全ての団体にお問きします。責団体では、管内の食料品の買い物や飲食が不便・困難な 住民に対して、それらの軽減や解消を主たる目的とした対策を実施していますか。 どれか1つを選択して下さい。

「実施している」又は「実施を検討している」を選択された場合 「実施していない」を選択された場合

【問5】 (対策を実施していない理由) 問4で対策を「実施していない」と回答した団体にお聞きします。貴団体が対策を 実施していない理由は以下のうちどれですか。どれか1つを選択して下さい。

6. その他 (上記以外) を選択された場合、その内容を以下に記入して下さい。

※枠内に収まらない場合は、高さや幅の変更で対応し、行や列の追加は行わないで下さい

【間6-1】 (対策の内容) 間4で対策を「実施している」又は「実施を検討している」と回答した団体にお聞きします。 費団体が実施又は検討している対策に<u>酸当するもの全て</u>について、以下から実施中又は検討や を選択して下さい。

	実施中	検討中
1. 空き店舗対策等の常設店舗の出店、運営に対する支援		
2. 朝市、青空市等の仮設店舗の出店、運営に対する支援		
3.移動販売車の導入・運営に対する支援		
4. 宅配、御用聞き、買い物代行サービス等に対する支援		
 共食、会食等の共同の食事サービス等に対する支援 		
 コミュニティバス、乗合いタクシーの運行等に対する支援 		
7. その他(上記以外)		
7 るの((しついが) も濁わされる根本 るの内容も以下につる	1 ナドキハ	

7. その他	(上記以外)	を選択された場合、	その内容を以	トに記入して	トタい

※枠内に収まらない場合は、高さや幅の変更で対応し、行や列の追加は行わないで下さい。

【間6-2】 (対策の実施制合) 間4で対策を「実施している」と回答した団体にお聞きします。貴団体が実施して いる対策により、対策が必要な地域のうちどの程度がカバーされていると考えますか。 該当すると考えられる割合を、どれか1つ選択して下さい。

選択	
Ge I/	

【間6-3】 (対策の**実施手法**) 間4で「実施していろ」又は「実施を検討している」と回答した団体にお聞きします。 貴団体において実施又は検討している対策の実施手法について、以下の中から**陸当する** もの全てについて、〇を選択して下さい。

1. 貴団体自ら実施
2. 貴団体と民間事業者等が共同出資又は連携して実施
3. 民間事業者等への業務運営委託 (運営主体は貴団体)
4. 対策を実施する民間事業者等への支援(費用への補助や助成等)
5. 対象住民に対する経済的な補助・助成等
6. その他(上記以外)
6 その44 (トロリタ) を選切された担合 その内容を以下に記す! ア下さ!

6. その	の他	(上記以:	外) を選	軽択された	場合、	その内	容を以る	下に記入	して下	さい。
	184		1	and the second		Lote - C		Lance Con L. I		

【間6-4】 (対策の具体的内容及び紹介について) 間4で「実施している」又は「実施を検討している」と回答した団体にお聞きします。 貴団体において実施又は検討している対策の<u>事業又は制度の名称</u>について記載願います。 (独称34歳可) (複数記載可)

L ※平成27年度予算については、決定時期に別途照会させていただきます

貴団体において実施又は検討している対策の**具体的な実施内容・検討内容**について、 差し支えない範囲内で記載願います。

	※枠内に収まらない場合は、	高さや幅の変更で対応し、	行や列の追加は行わないで下さい。

貴団体において実施中又は検討している対策の事業又は制度をホームページで紹介 している場合、そのアドレスを記載願います。

ホームページアドレス (URL) ※過去に実施したが、現在は終了している事業や制度等は記載しないで下さ

費団体の対策を紹介する上記ホームページを、**農林水産省の食料品アクセス問題** ポータルサイトへリンクしてよろしいでしょうか。その可否を選択して下さい。

进八	
林水産省食料品アクセス問題ポータルサイト	http://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/syoku_akusesu

(※) 農林水産省の施策や調査結果等の紹介のほか、関係府省・団体の施策や取組等についての情報を提供

引6-5】 (他都局等との連携又は情報共有について) 問4で「実施している」又は「実施を検討している」と回答した団体にお開きします。	【問7】 (対策の実施に必要な支援)
対策を実施又は検討するにあたって、費団体内の他部局と連携あるいは情報共有を行って いますか。どれか1つを選択して下さい。	費団体による対策の検討・実施・継続にあたって、国等からどのような支援が& 思いますか。以下の中から 接当すると思われるもの全て について、○を選択して
選択 「連携している」又は「情報共有している」を選択された場合は、 その連携先又は情報共有先の部局名を記載願います。(複数記載可) 連携あるいは情報共有を行っている場合は、その内容について、差し支えない 範囲内で記載願います。	1. 支援施策や成功事例等の情報提供 2. 相談窓口や専門家派遣等が受けられるサポート体制の整備 3. 各種対策に関する専門的な助言や指導 4. 食料アクセス間配への対応方法を学ぶ研修会等の開催 5. 地域の多様な関係者が集まり検討する協議会等の場づくり 6. 移動販売車の購入で空等店舗等の整備費用への支援 7. 移動販売や買い勢バス等の影響費用への支援 8. 移動販売や買い勢バス等に関する規制の緩和 9. 対策を実施する事業者への税制優遇 10. その他(上記以外)
	選択した支援や上記以外の支援の具体的内容を、差し支えない範囲内で、 以下に記入して下さい。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
対策を実施又は検討するにあたって、課題となっていることについて、以下の中から 該当するもの全て について、〇を選択して下さい。 1. 関係部局、関係団体等との連携の不足 2. 対策を実施する事業者等の不足又は不在 3. 対策を実施する事業者等の不足又は不在 4. 対策に関する専門的な知見、技術・ノウハウ等の不足 5. 対象住民の理解・協力 6. 商店時やタクシー事業者等の利害関係者との調整 7. 対策に関する規制の存在 8. 買い物困難者の所住や動向など、地域の現状・課題の把握・分析不足 9. その他(上記以外) 選択した課題や上記以外の課題の具体的内容を、差し支えない範囲内で、	【民間事業者等による取組について】 【問8】 (食料品の質い物や飲食が不便・困難な住民への民間事業者等の独自の取組 貴団体の管内では、民間事業者等が食料品の質い物が不便・困難な住民に対して それらの軽減や解消を目的とした取組を、補助等によらず独自に実施や検討してい 把握している範囲で構いませんので、どれか1つを選択して下さい。 選択 上記で「実施している」又は「実施を検討している」を選択された場合、 民間事業者等が実施又は検討している対策に 該当するもの全て について、 以下から実施中又は検討している対策に 該当するもの全て について、 以下から実施中又は検討している対策に 該当するもの全て について、 以下から実施中又は検討している対策に 該当するもの全て について、
選択して、放性では、成人のでのでは、対すに配入して下さい。 以下に配入して下さい。 泰枠内に収まらない場合は、高さや幅の変更で対応し、行や列の追加は行わないで下さい。	1. 空き店舗等の常設店舗の出店、運営 2. 朝市、青空市等の仮設店舗の出店、運営 3. 移動販売車の簿具へ、運営 4. 宅配、御用開き、買い物代行サービス等 5. 共食、会食等の共同の食事サービス等 6. コミュニティバス、乗合いタクシーの運行等 7. その他(上記以外) 7. その他(上記以外)を選択された場合、その内容を以下に記入して下さい
5	※特内に収まらない場合は、高さや幅の変更で対応し、行や列の追加は行わないで下さい。 6
D他]	
第9] (買い物困難対策情報のメール配信について) 農林水産省では、買い物困難対策に携わる行政等の関係者が多様な関連情報を共有し、効果的な対策の企画立案や実施、普及に役立てるため、平成26年5月から、都道府県、市区町村、関係省庁等へ買め困難対策情報のメール配信を行っています。 次号からのメール配信の希望の有無について選択して下さい。 選択	
農林水産省では、買い物困難対策に携わる行政等の関係者が多様な関連情報を共有し、 効果的な対策の企画立案や実施、普及に受立てるため、平成26年8月から、都道府県、 市区町村、関係省庁等へ買物困難対策情報のメール配信を行っています。 次号からのメール配信の希望の有無について選択して下さい。 選択 メール配信を希望するを選択された場合は、以下に配信先のメールアドレスを記載して 下さい。(複数記載可) E-mail ※メールアドレスの入力に誤りがないよう、十分にご確認下さい。	

お忙しい中、ご協力いただき、誠にありがとうございました。

ご提出先

kaimono_konnan@nm.maff.go,jp

(※) 回答にあたりご不明な点等がございましたら下記までお問い合わせ下さい。

間い合わせ先 農林水能省食料産業局食品小売サービス課 企画調査班 朝倉、渡邉 桑原 TEL 03-3502-5741 E-mail kaimono_konnan@nm.maff.go.jp

7

平成27年度「食料品アクセス (買い物弱者等) 問題」に関する

〇この調査票は各都道府県を通じて平成27年10月1日現在の全国の市区町村へお送りしていま ナ

○本調査は、日常的に食料品の買い物が不便・困難な住民に対して各自治体等が実施している対策の状況等を明らかにし、今後の農林水産省の政策立案に資するためのものです。

○本調査でいう「食料品の買い物が不便・困難な住民」には、別途支援措置が講じられている身体障害者、生活保護、介護保険等の対象者は含みません。

○ご記入いただいた調査票は、12月4日(金)までに末尾のメールアドレス宛にご返信いただきま

しまいたにし、いきながい。 オようお願いいたします。 ※メール送信時に添付ファイルがZIP等の圧縮ファイルで送信される市区町村におかれまして は、ファイル転送サービスの活用やFAXによりご返信ください。

○各質問には、平成27年10月1日現在でお答え願います。

(注意) 集計に影響しますので、<u>セルや行・列、シートの追加、削除、移動等は行わない</u>で下

【貴団体について】必ずご記入下さい。

市区町村名	市区町村コード	
111 位明 41 41	川区町村コード	
回答者の所属部署名		
回答者のお名前		
連絡先電話番号		

【団体規模について】貴団体の該当する規模を選択して下さい。

吐藜	tp	
10°17\	1/4	

【貴団体管内における対策の必要性について】

【問1】 (食料品の買い物が不便・困難な住民に対する対策の**現時点での必要性**) 貴団体では、管内の食料品の買い物が不便・困難な住民に対して、何らかの対策が必要と考えますか。 **現時点での対策の実施の有無にかかわらず**、どれか1つを選択

選択	
「必要である」又は「ある程度必要である」を選択された場合	→

間3へ間2へ 「あまり必要でない」又は「必要でない」を選択された場合

【間2】 (食料品の買い物が不便・困難な住民に対する対策の**得来における必要性**) 間1で「必要ではない」又は「あまり必要ではない」と回答した団体にお開きしま 貴団体では将来的にも対策の必要はないと考えますか。どれか1つを選択して下さい

「必要である」又は「ある程度必要である」を選択された場合「あまり必要でない」又は「必要でない」を選択された場合

【問3】 (食料品の買い物が不便・困難な住民に対する対策を必要とする背景) 問1及び問2で「必要である」又は「ある程度必要である」と回答した団体に、 します、食料品の買い物が不便・困難な住民に対する対策を必要とする背景には、 どのような受限があると思いますか。 以下の中から**該当すると思われるもの全て**について、○を選択して下さい。 , ||体にお開き

	選択
1. 中心市街地、既存商店街の衰退	
2. 地元の小売店の廃業	
3. 協同組合等が提供する日常生活サービスの縮小	
4. 郊外への大規模量販店の出店	
5. 大規模量販店の撤退	
6. 住民の高齢化	
7. 単身世帯の増加	
8. 公共交通機関の廃止等のアクセス条件の低下	
9. 配達等をする小売サービス機能の低下	
10. 助け合いなど地域の支援機能の低下	
11. 道路整備、メンテナンス等の遅れ	
12. 財政事情の悪化による行政サービスの低下	
19 その休(ト部じめ)	

10. (0)	世(エルレス/ド)				
13. その	他 (上記以外)	を選択された場	易合、その内容	『を以下に記入し	て下さい
	& #b.rks (= ift) 士 亡 ナメレッ	見合い まったがの	が再で対応1. 行む	別の食却は行わかいて	T 4 1.1

2

【貴団体による対策の実施状況等について】

【間4】 (食料品の買い物が不便・困難な住民への行政による対策) 全ての団体にお開きします。費団体では、管内の食料品の買い物が不便・困難な 住民に対して、それらの軽減や解消を主たる目的とした対策を実施していますか。 どれか1つを選択して下さい。

選択	
「実施している」又は「実施を検討している」を選択された場合 「実施していない」を選択された場合	→

【問5】 (対策を実施していない理由) 間4で対策を「実施していない」と回答した団体にお開きします。黄団体が対策を 実施していない理由は以下のうちどれですか。どれか1つを選択して下さい。



【間6-1】 (対策の内容) 間4で対策を「実施している」又は「実施を検討している」と回答した団体にお聞きします。 費団体が実施又は検討している対策に<u>繋当するもの全で</u>について、以下から実施中又は検討中 を選択して下さい。

	実施中	検討中
1. 空き店舗対策等の常設店舗の出店、運営に対する支援		
2. 朝市、青空市等の仮設店舗の出店、運営に対する支援		
3. 移動販売車の導入・運営に対する支援		
4. 宅配、御用聞き、買い物代行サービス等に対する支援		
 5. 共食、会食等の共同の食事サービス等に対する支援 6. コミュニティバス、乗合いタクシーの運行等に対する支援 		
 さ、コミュニノイバム、米古いラクシーの連行寺に対する文仮 その他(上記以外) 		
1. CVIE(IIII)	L	
7. その他(上記以外)を選択された場合、その内容を以下に記入	して下さい	١.
※枠内に収まらない場合は、高さや幅の変更で対応し、行や列の追加は行わた	*!.^が下さ!.^	
MTT がしなかります 毎日は、同じく間が及文で内心し、日くがの地がは日から	F. C. C. C.	

【間6-2】(対策の実施制合) 間4つ対策を「実施している」と回答した団体にお聞きします。貴団体が実施している対策により、対策が必要な地域のうちどの程度がカバーされていると考えますか。 該当すると考えられる割合を、どれか1つ選択して下さい。

鬼婦	
251/	

【間6-3】 (対策の実施手法) 間4で「実施していろ」又は「実施を検討している」と回答した団体にお聞きします。 費団体において実施又は検討している対策の実施手法について、以下の中から**酸当する** もの全でについて、〇を選択して下さい。

1.	貴団体自ら実施	
2.	貴団体と民間事業者等が共同出資又は連	9携して実施
3.	民間事業者等への業務運営委託(運営主	体は貴団体)

3. 民間事業者等への業務連営委託 (連営主体は貴団体) 4. 対策を実施する民間事業者等への支援 (費用への補助や助成等) 5. 対象住民に対する経済的な補助・助成等 6. その他 (上記以外)

6. その	の他	(上記以外)	を選択された場合、	その内容を以下に記入して	下さい。

※枠内に収まらない場合は、高さや幅の変更で対応し、行や列の追加は行わないで下さい。

【間6-4】 (対策の具体的内容及び紹介について) 間4で「実施している」又は「実施を検討している」と回答した団体にお聞きします。 費団体において実施又は検討している対策の事業又は制度の名称について記載願います。 (対数形式を持て) (複数記載可)

※平成28年度予算については、決定時期に別途照会させていただきます

費団体において実施又は検討している対策の**具体的な実施内容・検討内容**について、 差し支えない範囲内で記載幅いませ

貴団体において実施中又は検討している対策の**事業又は制度をホームページで紹介** している場合、そのアドレスを記載願います。

ホームページア	「ドレス((URL)				
	WYS deliver	Mr. 1 . 2 . 1	TO do a vide of a	er caratrata	ray deal refer fett a system deleg in	der comment de co

貴団体の対策を紹介する上記ホームページを、**農林水産省の食料品アクセス問題ボータルサイトへリンク**してよろしいでしょうか。その可否を選択して下さい。

選択		
水産省食料品アクセス問題ポータルサイト	http://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/syoku_akuses	u.htr

(※) 農林水産省の施策や調査結果等の紹介のほか、関係府省・団体の施策や取組等についての情報を提供

間6-5] (他部局等との連携又は情報共有について) 間4で「実施している」又は「実施を検討している」と回答した団体にお聞きします。 対策を実施又は検討するにあたって、賞団体内の他部局と連携あるいは情報共有を行って いますか。とれか1つを選択して下さい。	【間 7】 (対策の実施に必要な支援) 費団体による対策の検討・実施・継続にあたって、国等からどのような支援が4 思いますか。以下の中から 該当すると思われるもの全て について、○を選択して、
選択 「連携している」又は「情報共有している」を選択された場合は、 その連携先又は情報共有先の部局名を記載額います。 (複数記載可) 連携あるいは情報共有を行っている場合は、その内容について、差し支えない 範囲内で記載額います。	1. 支援施策や成功事例等の情報擔供 2. 相談窓口や専門家派置等が受けられるサポート体制の整備 3. 各種対策に関する専門的な助言や指導 4. 食料アクセス問題への対応方法を学ぶ研修会等の開催 5. 地域の多様な関係者が集まり検討する協議会等の場づくり 6. 移動販売率の購入や空を店舗等の整備費用への支援 7. 移動販売や可以がス等の事業の運営費用への支援 8. 移動販売やコミュニティバス等に関する規制の緩和 9. 対策を実施する事業者への税制優遇 10. その他(上記以外) 選択した支援や上記以外の支援の具体的内容を、差し支えない範囲内で、以下に記入して下さい。
お特内に収まらない場合は、高さや幅の変更で対応し、行や列の追加は行わないで下さい。 間 4 で 「実施している」又は「実施を検討している」と回答した団体にお聞きします。 対策を実施又は検討するにあたって、課題となっていることについて、以下の中から 酸当するもの全てについて、〇を選択して下さい。 選択 .	毎時内に収まらない場合は、高さや幅の変更で対応し、行や例の追加は行わないで下さい。 【民間事業者等による取組について】 【問 3】 (食料品の買い物が不便・困難な住民への展間事業者等の独自の取組) 労団体の管内では、民間事業者等が食料品の買い物が不便・困難な住民に対して それらの軽減や解消を自めとした取組を、補助等によらず独自に実施や検討してい 把握している範囲で構いませんので、どれか1つを選択して下さい。 選択 「上記で「実施している」又は「実施を検討している」を選択された場合、 民間事業者等が実施又は検討している対策に 該当するもの全て について、 以下から実施中又は検討している対策に 該当するもの全て について、 以下から実施中又は検討中を選択して下さい。 1.空き店舗等の常設店舗の出店、運営 2.朝市、青空市等の収設店舗の出店、運営 3.移動販売車の第入・運営 4. 宅配、御用聞き、買い物化プサービス等 6. コミュニティバス、集合いタクシーの運行等 7. その他(上記以外)を選択された場合、その内容を以下に記入して下さい。
の他】 問9 】 (買い物困難対策情報のメール配信について) 農林水産省では、買い物困難対策に携わる行政等の関係者が多様な関連情報を共有し、 効果的な対策の企画立案や実施、普及に役立てるため、平成20年8月から、都道府県、 市区町は、関係省庁等へ買効困難対策権級のメール配合を行っています。 次号からのメール配信の希望の有無について選択して下さい。(未受信の団体のみ) 連択 メール配信を希望するを選択された場合は、以下に配信先のメールアドレスを記載して	※特例に収まらない場合は、高さや幅の変更で対応し、行や列の追加は行わないで下さい。 6
下さい。 (複数記載可) E-mail ※メールアドレスの入力に誤りがないよう、十分にご確認下さい。 ※複数のメールアドレスを記載される場合は、「, 」で区切り、並べて記載して下さい。 間101 (自由記載) その他「食料品アクセス問題」に関して、国に対するご意見ご要望等がございましたら、自由にご記入下さい。	

検討中

お忙しい中、ご協力いただき、誠にありがとうございました。

ご提出先

kaimono_konnan@nm.maff.go,jp

(※) 回答にあたりご不明な点等がございましたら下記までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先 農林水産省食料産業局食品流通課 企画調査班 朝倉、堀、小谷 TEL 03-3502-5741 E-mail kaimono_konnan@nm. maff, go. jp

平成28年度「食料品アクセス(買い物弱者等)問題」に関する アンケート調査票

○この調査票は各都道府県を通じて平成28年10月1日現在の全国の市区町村へお送りして います。 ○本調査は、日常的に食料品の買い物が不便・困難な住民に対して各自治体等が実施している対策の状況等を明らかにし、今後の農林水産省の政策立案に資するためのものです。 ○本調査でいう「食料品の買い物が不便・困難な住民」には、**別途支援措置が擽じられている身体障害者、生活保護、介護保険等の対象者は含みません**。 。 記入いただいた調査票は、<u>12月9日(金)までに末尾のメールアドレス宛にご返信</u>いた ○一記ハヤバーマンに関連ない。 だきますようお願いいたします。 ※メール送信時に添付ファイルがZIP等の圧縮ファイルで送信される市区町村におかれま しては、ファイル転送サービスの活用やFAXによりご返信ください。 ○各質問にけ 正成98年10日1日租在でお炊き願います (注意)集計に影響しますので、<u>セルや行・列、シートの追加、削除、移動等は行わな</u>いで下さい。

【貴団体について】必ずご記入下さい。

都道府県名	
市区町村名	市区町村コード
回答者の所属部署名	
回答者のお名前	
連絡先電話番号	
E-mail	の入力に誤りがないよう、十分にご確認下

【団体規模について】貴団体の該当する規模を選択して下さい。

强択

【貴団体管内における対策の必要性について】

【問1】 (食料品の買い物が不便・困難な住民に対する対策の**現時点での必要性**) 貴団体では、管内の食料品の買い物が不便・困難な住民に対して、何らかの対策が必要と考えますか。 **現時点での対策の実施の有無にかかわらず**、どれか1つを選択

「必要である」又は「ある程度必要である」を選択された場合 「あまり必要でない」又は「必要でない」を選択された場合

【間2】 (食料品の買い物が不便・困難な住民に対する対策の**将来における必要性**) 間1で「必要ではない」又は「あまり必要ではない」と回答した団体にお問きしま 質団体では将来的にも対策の必要はないと考えますが、どれか1つを選択して下さい。

「必要である」又は「ある程度必要である」を選択された場合 「あまり必要でない」又は「必要でない」を選択された場合

【問3】 (食料品の買い物が不便・困難な住民に対する対策を必要とする背景) 問1及び問2で「必要である」又は「ある程度必要である」と回答した団体にします。食料品の買い物が不便・困難な住民に対する対策を必要とする背景には、どのような受限があると思いますか。 以下の中から<u>鉄当すると思われるもの全て</u>について、○を選択して下さい。

1. 中心市街地、既存商店街の衰退	
2. 地元の小売店の廃業	
3. 協同組合等が提供する日常生活サービスの縮小	
4. 郊外への大規模量販店の出店	
5. 大規模量販店の撤退	
6. 住民の高齢化	
7. 単身世帯の増加	
8. 公共交通機関の廃止等のアクセス条件の低下	
9. 配達等をする小売サービス機能の低下	
 助け合いなど地域の支援機能の低下 道路整備、メンテナンス等の遅れ 	
11. 坦路整備、メンテナンス等の遅れ 12. 財政事情の悪化による行政サービスの低下	
13. その他(上記以外)	

13. その他(上記以外)を選択された場合、その内容を以下に記入して下さい。 ※枠内に収まらない場合は、高さや幅の変更で対応し、行や列の追加は行わないで下さい。

2

【貴団体による対策の実施状況等について】

【間4】 (食料品の買い物が不便・困難な住民への行歌による対策) 全ての団体にお聞きします。費団体では、管内の食料品の買い物が不便・困難な 住民に対して、それらの軽減や解消を主たる目的とした対策を実施していますか。 どれか1つを選択して下さい。

「実施している」又は「実施を検討している」を選択された場合 「実施していない」を選択された場合

[5] (対策を実施していない理由) 間4で対策を「実施していない」と回答した団体にお開きします。貴団体が対策を 実施していない理由は以下のうちどれですか。どれか1つを選択して下さい。

6. その他(上記以外)を選択された場合、その内容を以下に記入して下さい。

※枠内に収まらない場合は、高さや幅の変更で対応し、行や列の追加は行わないで下さい。

【間6-1】 (対策の内容) 間4で対策を「実施している」又は「実施を検討している」と回答した団体にお聞きします。 費団体が実施工は検討している対策に**該当するもの全て**について、以下から実施中又は検討中 を選択して下さい。また、実施又は検討している対策の実施手法を**それぞル**選択して下さい。 宝地中 検討中 実施手法

1. 空き店舗対策等の常設店舗の出店、運営に対する支援 2. 朝市、青空市等の仮設店舗の出店、運営に対する支援 3. 移動販売車の導入・運営に対する支援 4. 宅配、興用限き、買い物代行サービス等に対する支援 5. 共食、会食等の共同の食事サービス等に対する支援 6. コミュニティバス、乗合いタクシーの運行等に対する支援 7. その他(上記以外) 検討中 実施手法

7. その他 (上記以外) を選択された場合、その内容を以下に記入して下さい。

※枠内に収まらない場合は、高さや幅の変更で対応し、行や列の追加は行わないで下さい。

【関6-3】 (対策の**予集規徳**) 関4で、実施している」と回答した団体にお開きします。 費団体において実施している全での対策の、平成28年度の総予算規模は、おおよそ どのくらいですか(自治体職員の人件費を除く)。どれか1つを選択して下さい。

【間6-4】 (予算を使用しない支援について) 間4で「実施している」と回答した団体にお聞きします。対策を実施するにあたって、 貴団体では住民や事業者への情報提供など、予算を使用しない支援を行っていますか。 以下の中から該当すると思われるもの全てについて、〇を選択して下さい。 選択

1. 特に行っていない 2. 情報誌や行政窓口等で、住民へ対策事業の情報を提供

- 3. 買い物に困っている住民の所在やニーズを事業者・提供 4. 事業者と住民、地域団体等とのマッチングの支援 5. 店舗の土地や協議会の会場など、施設の提供 6. その他(上記以外)

6.その他(上記以外)を選択された場合、その内容を以下に記入して下さい。 ※枠内に収まらない場合は、高さや幅の変更で対応し、行や列の追加は行わないで下さい。

【間6-5】 (対策の**具体的内容及び紹介**について) 間4で「実施している」又は「実施を検討している」と回答した団体にお開きします。 質団体において実施又は検討している対策の<u>事業又は側度の名等</u>について記載願います。 (複数記載可)

※平成29年度予算については、決定時期に別途照会させていただきま。

貴団体において実施又は検討している対策の具体的な実施内容・検討内容について、 差し支えない範囲内で記載額います。

貴団体において実施中又は検討している対策の事業又は制度をホームページで紹介 している場合、そのアドレスを記載傾います。

ホームページアドレス (URL) ※過去に実施したが、現在は終了している事業や制度等は記載しないで下さい

貴団体の対策を紹介する上記ホームページを、**農林水産省の食料品アクセス問題ボータルサイトへリンク**してよろしいでしょうか。その可否を選択して下さい。

强択	

農林木産省食料品アクセス問題ボータルサイト http://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/syoku_akusesu.ht (※) 農林木産省の施策や調査結果等の紹介のほか、関係府省・団体の施策や取組等についての情報を

				ì
接施策や成功事例等				
試窓口や専門家派遣種対策に関する専門			整備	
r性対象に関する号Γ :料アクセス問題へσ				-
域の多様な関係者が				
動販売車の購入や空				
動販売や買い物バス				
動販売やコミュニデ 策を実施する事業者		る規制の緩和		\vdash
その他(上記以外)	1 - 10/10/10/1963/29			-
C - 12 (11110001)				
₹した支援や上記以外 ヾに記入して下さい。	トの支援の具体的	内容を、差し支	えない範囲内	で、
				1

【間8】 (食料品の買い物が不便・困難な住民への民間事業者等の独自の取組) 貴団体の管内では、民間事業者等が食料品の買い物が不便・困難な住民に対して、 それらの軽減や精消を自めとした取組を、補助等によらず独自に実施や検討していますか。 把握している範囲で裸いませんので、どれか1つを選択して下さい。

上記で「実施している」又は「実施を検討している」を選択された場合、 民間事業者等が実施又は検討している対策に**該当するもの全て**について、 以下から実施中又は検討中を選択して下さい。 また、実施又は検討している対策について、実施主体の民間事業者等の組織を、 **それぞれ**選択して下さい。 実施中 検討・

実施中 検討中 実施主体

1.	空き店	#等の常設店舗の出店、運	営
2.	朝市、	野空市等の仮設店舗の出店	、運営
3.	移動販	5年の導入・運営	
4.	宅配、	即用聞き、買い物代行サー	ビス等
5.	共食、	会食等の共同の食事サービ	ス等
6.	コミュ	=ティバス、乗合いタクシ	一の運行等
7	2の4	ト記りが)	

コミュニティバス、 その他(上記以外)	乗合いタクシーの運行等		
その他(上記以外)	を選択された場合、その内容を以下に	こ記入して	下さい。

5

※枠内に収まらない場合は、高さや幅の変更で対応し、行や列の追加は行わないで下さい。

【その他】

【問9】 (買い物困難対策情報のメール配信について) 農林水産省では、買い物困難対策に携わる行政等の関係者が多様な関連情報を共有し、 効果的な対策の企画立案や実施、普及に役立てるため、平成26年8月から、都道府県、 市区町村、関係省庁等、関約の職党情報のメール配信を行っています。 次号からのメール配信の希望の有無について選択して下さい。 (未受信の団体のみ)

メール配信を希望するを選択された場合は、以下に配信先のメールアドレスを記載して 下さい。 (複数記載可)

E-mail

【関10】 (自由記載) その他「食料品アクセス問題」に関して、国に対するご意見ご要望等がございましたら、 自由にご記入下さい。



※枠内に収まらない場合は、高さや幅の変更で対応し、行や列の追加は行わないで下さい。

お忙しい中、ご協力いただき、誠にありがとうございました。



kaimono_konnan@maff.go.jp

(※) 回答にあたりご不明な点等がございましたら下記までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先 農林水産省食料産業局食品流通課 企画調査班 朝倉、堀、小谷 TEL 03-3502-5741 E-mail kaimono_konnan@maff.go.jp

6